

新規就農・移住定住の支援制度

番号	支援補助名	補助内容	補助額及び採択要件		補助金交付の条件
1	移住支援補助金	本市に移住し、農業の研修又は新規就農(独立)を行う者に対する支援。	40万円 (夫婦で移住の場合は50万円)	農業次世代人材投資事業(準備型又は経営開始型)又は農の雇用助成事業の対象者で市外からの移住者(就農予定年齢が45歳未満の者)	受給者は、本市に居住し3年以上農業研修及び就農すること。
2	研修支援補助金	①本市に移住し農業次世代人材投資事業(準備型)の受給者に対する生活支援。	5万円/月 (準備型の受給期間:最長2年)	本市へ移住し農業次世代人材投資事業準備型を受給し、市内で農業研修を受ける者。(就農予定年齢が45歳未満の者)	受給者は、支援金受給期間の1.5倍の期間市内に居住し就農・研修すること。最低2年以上。(農の雇用の場合は、研修期間終了後の就農年数とする) ①②③のいずれか1回とし、重複し受けることは出来ない。
		②移住者以外の市民で農業次世代人材投資事業(準備型)の受給者に対する生活支援	3万円/月 (準備型の受給期間:最長2年)	移住者以外の市民で、農業次世代人材投資事業(準備型)を受給し、市内で農業研修を受ける者。(就農予定年齢が45歳未満の者) *山形農林大学校等での研修も条件付き認める。	
		③農の雇用による研修を受ける者に対する生活支援	2万円/月(農の雇用による研修期間:最長2年)	本市への移住者又は市民で農の雇用事業による研修を受ける者。(就農予定年齢が45歳未満の者)	
3	機械施設整備補助金	農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給者が機械施設を導入する場合の経費に対する支援。 (国・県の補助事業に該当しない機械・設備等で1件20万円以上のもの。)	①軽トラック等(貨物車)(3分の1補助で上限30万円) ②トラクター(2分の1で上限50万円) ③管理機(2分の1で20万円が上限) ④収穫・出荷用等機械(2分の1以内で20万円が上限) ⑤ハウス(2分の1以内で30万円が上限)。 ⑥市長特認(2分の1以内で20万円上限)各制度1回限り。		補助金交付年度終了後、機械施設の耐用年数若しくは3年以上のいずれか長い期間市内に居住し就農すること。
4	農地等賃借支援補助金	農地賃借料に対する支援。5年以上の賃貸借契約のもの。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給者に対し農地賃借料の2分の1助成。限度額30万円/年で3年間補助。経営開始型の受給期間に追加契約した場合は、既存に交付されている分を含め総額90万円以内で3年間補助。		補助金交付期間終了後、3年以上市内に居住し就農すること。
5	家賃支援補助金	移住者及びやむを得ず家族と別居する市民で農業次世代人材投資事業(準備型・経営開始型)の受給者並びに農の雇用事業により研修を受ける者に対する家賃補助	賃貸借住宅家賃の1/2又は月額3万円のいずれか低い額を助成。3年間。ただし、2親等以内の親族が保有する住居への居住は除く。		補助金の交付期間終了後、3年以上市内に居住し農業研修及び就農すること。
6	研修生受入農家支援補助金	研修生を受け入れる農家への支援	農業次世代人材投資事業(準備型)の給付対象者の研修受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。		返還条件等は、設けない。